

# 令和6年度社会福祉法人草笛の会事業計画

## I. 事業方針

社会福祉法第3条には、社会福祉法人におけるサービスの基本的理念として「個人の尊厳の保持」「自立支援」「良質なサービス提供」が明記されており、私たちが何をなすべきかを示。第24条には、社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手として社会福祉事業の中心的な役割を果たし、「自主性」「サービスの質の向上」「事業運営の透明性」の確保を図らなければならないとされており、私たちの存在意義を示している。

こうしたことから、社会福祉法人草笛の会は、利用者の権利擁護意識をより一層強く持った障害福祉サービス事業運営を行い、利用者に対して、最善の価値をもたらすサービスの実現に向けた行動を確実に実施していく。また、社会福祉法人の社会的使命である地域社会に貢献すべく、地域社会で支援を必要としている人々に対する支援サービスの提供を行うと共に、地域における様々なニーズや課題に対応できる組織の成長を目指していく。

実行力のある組織は、自分たちで能動的に課題を発見し、解決しようとする強い現場力もっている。障害者福祉に携わる職員として利用者の人権尊重などの専門的な倫理観や価値観を一人一人が自覚し、実践に活かしていく現場力を高めていき、信頼される法人・事業所を目指す。

## II. 重点目標

### 1. コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底が経営の基盤をなすことを強く認識し、障害福祉事業上求められるあらゆる法令、法人諸規程等の遵守はもとより、社会規範及び社会的良識に即した誠実かつ公正な事業を推進していく。

### 2. 経営組織のガバナンスの強化

利用者及び地域社会の福祉ニーズに応え、法規制遵守はもとより、労働、安全衛生、人権、財務等の公正かつ透明性の高い適正な運営を確保し、長期持続的に障害者福祉サービスを提供していく。

### 3. 持続可能な経営基盤の確立

- ・サービスの質を向上させるために、利用者から出される苦情や要望等を真摯に受け止め  
サービスの改善、組織の経営改善に活用するとともに、利用者の権利擁護やQOLの充実に努める。
- ・利用者のニーズを的確に把握するとともに、地域への貢献、地域との連携を図りながら  
サービスの改善、リスク予防、新たなサービスの構築等に取り組む。
- ・経営者層が組織の経営理念や方針を職員に徹底させ、課題やそれに対応する方策に応じて  
関係部署間の相互連携が図れる体制を構築する。
- ・各事業所の稼働率を高め、効率的な人材配置に努めると共に、コスト及び財務の視点を持ち、サービス提供の創意工夫と経営努力を行う。
- ・年度毎の決算について分析を行い、次年度以降の経営計画に反映させ、長期的なサービス事業展開を見通した財務計画及び予算管理を確実に行う。
- ・チームリーダーが経営を意識できるよう、予算管理、会計書類の見方、経営分析などを研修メニューに組み入れ、経営管理について学ぶ機会を提供する。

### 4. サービスの質の向上

- ・利用者の意思及び人格、権利を尊重し、一人ひとりの持っている力を引出しながら、社

会自立や生きがいをもった充実した生活実現のための適切な支援に努める。

- ・第三者による評価の受審を行い、外部の評価結果を活かしたサービスの改善を行う。
- ・ISO14001 環境マネジメントシステムにより、業務の効率化等を図るシステムづくりを促進し更なるサービスの質の向上に努める。
- ・サービス等利用計画と個別支援計画を連動させ目標を設定する。それに伴い、個々のニーズに沿った質の高い専門的なサービスの提供に多職種協働で取り組む。

## 5. 人材の確保と育成

- ・深刻化する人材不足に対処するため、大学等との連携や訪問、採用説明会、実習生の積極的な受け入れ等を実施し、多様な人材確保の方策を講じる。
- ・高校生、大学生を対象に“福祉や障害者支援の魅力”を知ってもらう機会として、施設見学会やインターンシップを実施する。
- ・外部専門家によるスーパーバイズを受けることにより、支援技術の向上や適切な知識の習得を図り、利用者的人権を尊重した質の高いサービスの提供を行う。
- ・キャリアパスを明確にし、階層ごとに期待する職員像を明示しながら、職員の適正な評価も含めた育成システムを構築し、職員育成の充実を図り、主体的、自立的な職員の育成を強化する。
- ・職員の質の向上及び福祉サービスの質・量の向上の中心となるリーダー層の育成に取り組む。
- ・年間研修計画に基づいて、内外の研修会に積極的に参加し、福祉従事者としての倫理観や、専門的知識の習得等、個々の職員のレベルアップを図る。
- ・OJT担当者や新任職員育成担当者（チューター）を有効活用しながら、人材育成の基本であるOJTの推進に取り組む。
- ・働きやすい労働環境を整備するため、社会保険労務士と連携し、業務のあり方や効率化に向けて再点検をし、職員一人ひとりが達成感を実感できるよう努めるとともに、良好な人間関係やハラスメント防止対策等を構築する。
- ・法人支援理念を正しく理解・浸透させることで、職員の行動指針や価値観を統一させ、職員が生き生きと働き、目的に向かって一丸となって取り組む組織づくりを図る。

## 6. めざす福祉サービス従事者像

- ・利用者の権利を理解し、その擁護に邁進する。
- ・利用者に対して、最善の価値をもたらすサービスの実現に向けて行動する。
- ・確かな目標を持って業務に携わるプロフェッショナルな職業人としての姿勢を確立する。
- ・プロフェッショナルとして誇るべき成果、能力、技術を示す。
- ・ブランド力を持つ。
- ・前向きな姿勢で自ら挑戦、成長する向上心を忘れることなく、更に職場の課題解決や業務改善にも率先して取り組む業務姿勢を確立する。

## 7. リスクマネジメント体制の強化

- ・新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルスをはじめとする感染症や食中毒の発生を防止するために予防策を徹底するとともに、マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、感染拡大の防止に努める。
- ・ヒヤリ・ハット事例の収集・検証が事故防止のために重要であることを周知徹底し、方が一事故が起こった場合は、原因の究明及び是正処置、水平展開を行い、再発防止に努める。
- ・地震、風水害、火災時の対応マニュアルの整備及び更新を行い、マニュアルを活用した

各種災害対策訓練を地域と連携しながら継続的に実施する。

- ・個人情報保護方針、情報管理規程及び特定個人情報取扱規程を順守し、個人情報の適正な管理を徹底する。

#### 8. 地域貢献活動の実施

- ・あらゆる事情により、一時的に障害者を支援することが困難になった家庭等に対し、当該家庭等における障害者的生活をサポートする。
- ・地域の中で生活する障害児者に対して、日々の困りごとを気軽に相談できる窓口を設け障害児者の生活の安定に貢献する。
- ・**生活困窮者への支援（緊急受入等）をはじめとして、地域における多様な地域課題に主体的に関わり、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進する。**
- ・こども食堂の運営を継続し、孤食の解決や地域コミュニティ機能も果たしていく。
- ・ひきこもり者等への中間的就労（心身の不調や長期ブランクなどの働きづらさを抱え、すぐに一般就労することが難しい方に、一定の配慮と支援を行う。）の場を保障し、不安を減らし自信を回復させることで、一般就労に繋げていく。

#### 9. 法人創立 50 周年記念事業計画推進委員会の設置

令和 7 年度の法人創立 50 周年の記念事業の実施に向けて、推進委員会を発足させ実施事業の計画を立案する。